

みきゃん生誕 15 周年イベント委託業務仕様書

○委託事業名

みきゃん生誕 15 周年イベント事業委託業務

○委託期間

契約締結の日から令和 8 年 12 月 31 日まで

○事業目的

みきゃん生誕 15 周年の記念イベントを開催することにより、愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん、ダークみきゃん、こみきゃん及びこダークみきゃんの認知度を向上させ、みきゃんファンとイベント来場者の本県に対する認知度向上及びイメージアップを図る。

また、愛媛県県民総合文化祭総合フェスティバル（以下「総合フェスティバル」とする。）と同日開催となるため、相互のイベントの PR や集客につなげるものとする。

○委託上限額

4,994,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

○開催概要（業務内容）

- ・開催日時 令和 8 年 10 月 31 日（土）9：00～13：00 の間で開催
※準備、撤去作業等は別途。
※開催時間については、県と要調整。
※前日から設営等の準備することは可能。
- ・場 所 愛媛県県民文化会館（施設内使用可能場所については後述）
※愛媛県県民文化会館は前日を含め仮押さえ済み。
- ・内 容 みきゃんステージ、他の自治体キャラクター等の招へい、キャラクターグリーティング、PR ブース展開など
- ・対 象 県内外のみきゃんファン、ゆるキャラに関心のある人
- ・参加費 無料とする

（1）運営に関する基本事項

- ・受託者は、イベントの企画、開催準備・撤収、運営から実績のとりまとめまで全ての業務を行うものとする。
- ・準備から開催までのスケジュール調整及び出展事業者・関係機関等との連絡調整、当日の会場運営・進行管理等、全ての業務運営を県と協議の上実施すること。特に、当日（10/31）は 13:30 から愛媛県県民文化会館メインホールにて、総合フェスティバルが開催される予定となっているため、当該イベント運営を受託する事業者とも調整をしながら運営を行うこと。
- ・イベントの実施において必要な人員など運営体制等を盛り込んだ運営マニュアルを作成すること。なお、マニュアルには、事故発生時に対応可能な救急病院等を調査し、掲載すること。

- ・委託料には、会場設営費、スタッフ人件費、必要とする資材及び出展物の運搬費、看板等装飾物作成費、施設利用料等のイベント運営に係る一切の経費を含むこと。ただし、施設利用料に関しては、県民プラザの利用は無料（メインホールの借り上げは不要）とし、サブホールや他の会議室利用に係る費用を計上すること。
- ・上記のほか、事業目的を達成するために効率的な業務を実施すること。

※施設の利用について

前述のとおり、総合フェスティバルとの同日開催であるため、館内の使用可能な場所は以下に限られる。

- ・サブホール（リハーサル室・楽屋は含まない）
- ・県民プラザ（一部のみ）
- ・真珠の間
- ・2階ロビー
- ・第5～第8会議室
- ・正面玄関前スペース（屋外）

(2) イベント企画内容

イベントについては以下のような内容を想定しているが、事業目的を達成するためにより効果的な内容があれば提案をすること。

① 県内外キャラクターの招へい

- ・県内外のキャラクター20体程度を招へいする。キャラクターへの依頼については、県と協議の上行う。
- ・招へいするキャラクターの更衣室スペースについては、会議室を借りるなど配慮を行う。

② みきゃんステージ

- ・みきゃんの15周年を来場者と一緒にお祝いできるようなステージイベントを企画・運営する。なお、ステージは、サブホールの利用を想定しているが、企画・運営に適した場所を選択する。
- ・特に県外のキャラクターを招へいする場合は、各キャラクターがPRできる時間を設ける。
- ・イベントの司会や出演者、みきゃん、ダークみきゃん、こみきゃん、こダークみきゃんのアクターを手配する。

③ PRブースの設置

- ・みきゃんや招へいたキャラクター等のPRが可能なブースを設置する。
（ブース例：長机、いす、吊り下げ看板）

④ 飲食スペースの設置

- ・キッチンカーなど、飲食スペースを設ける（正面玄関前スペースの使用は可能。）

⑤ 会場装飾

- ・イベントの雰囲気を盛り上げるための会場装飾を行う。ただし、総合フェスティバル側と調整しながら、装飾内容・場所を決定する。
- ・フォトスポット（パネル・装飾物等）の設置を行う。
※みきちゃん、ダークみきちゃん、こみきちゃん、こダークみきちゃんのデザインを使用する場合は「基本デザイン」をもとに制作する。なお、アレンジにあたっては、基本デザインのイメージを壊さないよう十分注意することとし、こちらから提供
するみきちゃん 15 周年ロゴのデザインも活用する。

⑥ ノベルティの作成

- ・会場内で配布するノベルティに関しては、本委託事業外で作成したものを活用する想定としているが、イベントを盛り上げるのにふさわしいグッズ等の案があれば提案するものとする。

(3) 参加キャラクター、関係者等との調整

- ・参加依頼をするキャラクターは、県で選定する。
- ・ブース施工事業者、会場管理者、愛媛県県民総合文化祭総合フェスティバル受託事業者等の関係者との調整は受託者が行うこと。なお、愛媛県県民総合文化祭総合フェスティバルに関し、文化振興課との調整が必要な場合は県において調整する。

(4) 広報について

- ・イベントを広く県民に周知するため、以下のとおりポスターを作成することとする。
ポスター：B2 版フルカラー 30 枚
納入期限：イベント開催日の 2 か月前頃
- ・SNS やホームページ等デジタル面の広報は県で行うが、各媒体に合わせた広報用のビジュアルの作成をすること。

○事業計画書、報告書の提出

- ・受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとにイベントの実施内容等の具体的な業務内容について県と協議のうえ、契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- ・委託業務完了後、契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- ・県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。
- ・県は、業務実施過程で本仕様書記載内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合は、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

○その他留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら適切に履行すること。

- ・受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。
- ・本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもってすべて件に移転する。
- ・広告物等に含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- ・受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた場合には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

○その他

- ・本仕様にて定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ定めることとする。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては、本業務とする。